

京都市告示第 89 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 5 年 6 月 21 日付けで認可した桃南会の代表者及び主たる事務所の変更の届出、平成 13 年 7 月 5 日付けで認可した大下津町自治会の代表者の変更の届出、平成 17 年 3 月 2 日付けで認可した向島上林町自治会の代表者の変更の届出、平成 4 年 9 月 3 日付けで認可した野田町自治会の代表者の変更の届出、平成 19 年 1 月 27 日付けで認可した大原戸寺町会の代表者の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 22 年 4 月 28 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
桃南会	木村 時男	廣塚 元彦
大下津町自治会	小林 勝	鴫田 勝一
向島上林町自治会	小路 良夫	木野 慎一
野田町自治会	高橋 章	川崎 信一
大原戸寺町会	北村 暁雄	辻 安太郎

2 代表者の住所

	変更前	変更後
桃南会	京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地の 5 1 6	京都市伏見区桃山与五郎町 1 番地の 7 9

	変更前	変更後
大下津町自治会	京都市伏見区淀大下津町4番地の25	京都市伏見区淀大下津町14番地の17
向島上林町自治会	京都市向島上林町32番地の24	京都市向島上林町8番地の18
野田町自治会	京都市右京区西京極野田町35番地の1	京都市右京区西京極野田町22番地2
大原戸寺町会	京都市左京区大原戸寺町157番地	京都市左京区大原戸寺町106番地

3 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
桃南会	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の516	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の79

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)